

令和6年11月定例教育委員会議事日程

日時 令和6年11月7日(木)

午後3時開議

場所 市川市役所第2庁舎 大会議室

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第25号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について
議案第26号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 5 報告第18号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見の申出に関する臨時代理の報告について
- 6 その他
- 7 閉会

令和6年11月定例教育委員会提出議案

議案第25号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 中央図書館 1

議案第26号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について 教育センター 7

報告第18号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見の申出に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・ 教育総務課 9

その他(1) 市川市立新浜幼稚園閉園後の跡地利用及び市川市立新浜小学校の敷地変更について・・・・・・・・ 教育施設課
別冊 1

その他(2) 令和6年度「二十歳の集い」(成人式)について 社会教育課 13

その他(3) 市川市が目指す部活動地域移行(全体構想)について・・・・・・・・ 保健体育課 15

議案第 25 号

市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について

市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 7 日提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法等の改正により、医療保険に係る被保険者証が廃止されることに伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部を改正する規則

(市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正)

第1条 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則(平成19年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「医療保険の被保険者証、」を削る。

様式第2号を別紙のように改める。

(市川市中央図書館の管理に関する規則の一部改正)

第2条 市川市中央図書館の管理に関する規則(平成6年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、健康保険証」を削る。

(市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、健康保険証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

様式第2号(第3条関係)

〒 市川市
様

年 月 日

市川市教育委員会

市川市住民基本台帳カード多目的サービス利用申請等に関する照会書

年 月 日にあなたの住民基本台帳カード多目的サービス利用申請〔新規・取消し・申請事項の変更・暗証番号の変更〕について、ご本人・法定代理人「
」様から申請がありましたので照会します。

上記に相違ないときは、下記回答書をご本人・法定代理人「
」様が記入して、年 月 日までに
へ下記の書類と共に持参してください。

なお、期日までに回答書を持参されない場合は、住民基本台帳カードへの多目的サービスに係る情報の記録をしませんのでご注意ください。

持参いただくもの

- この文書
- 利用者本人の住民基本台帳カード
- ご本人・法定代理人「
」様の運転免許証、パスポート等
- 法定代理人「
」様の戸籍謄本(本籍地が市川市の場合は、不要)
成年後見人の方は、その資格を証明する書類
- 外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書

回 答 書

年 月 日

市川市教育委員会

年 月 日付けの住民基本台帳カード多目的サービス利用申請〔新規・取消し・申請事項の変更・暗証番号の変更〕は、私の意思に相違ありません。

本人・法定代理人

住 所 _____
氏 名 _____ 性 別 _____
生年月日 _____

市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>○ 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則【第1条の規定による改正】</p> <p>(本人確認等) 第3条 (略)</p> <p>2 条例第4条第2項本文の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類のいずれかの書類とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療保険の被保険者証、年金証書、身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(本人確認等) 第3条 (略)</p> <p>2 条例第4条第2項本文の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類のいずれかの書類とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 年金証書、身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>
<p>○ 市川市中央図書館の管理に関する規則【第2条の規定による改正】</p> <p>(登録の申請等) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該申請をするもの(団体にあっては、その代表者)は、<u>運転免許証、健康保険証</u>その他の住所及び氏名を確認するため委員会が適当と認める書類(本市に勤務し、又は通学する者の本市に勤務し、又は通学する者であることを確認するため委員会が適当と認める書類)を提示しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(登録の申請等) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該申請をするもの(団体にあっては、その代表者)は、<u>運転免許証</u>その他の住所及び氏名を確認するため委員会が適当と認める書類(本市に勤務し、又は通学する者にあっては、当該書類及び身分証明書、学生証その他の本市に勤務し、又は通学する者であることを確認するため委員会が適当と認める書類)を提示しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>○ 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則【第3条の規定による改正】</p> <p>(登録の申請等)</p>	<p>(登録の申請等)</p>

現	行	改 正 後
<p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該申請をするもの（団体にあっては、その代表者）は、<u>運転免許証、健康保険証</u>その他の住所及び氏名を確認するため教育委員会が適当と認める書類（本市に勤務し、又は通学する者）にあっては、当該書類及び身分証明書、学生証その他の本市に勤務し、又は通学する者であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類）を提示しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該申請をするもの（団体にあっては、その代表者）は、<u>運転免許証</u>その他の住所及び氏名を確認するため教育委員会が適当と認める書類（本市に勤務し、又は通学する者）にあっては、当該書類及び身分証明書、学生証その他の本市に勤務し、又は通学する者であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類）を提示しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該申請をするもの（団体にあっては、その代表者）は、<u>運転免許証</u>その他の住所及び氏名を確認するため教育委員会が適当と認める書類（本市に勤務し、又は通学する者）にあっては、当該書類及び身分証明書、学生証その他の本市に勤務し、又は通学する者であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類）を提示しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第 26 号

市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 7 日 提出

市川市教育委員会

教育長 勝 山 浩 司

理 由

辞任願を提出した委員を解嘱するとともに、市川市教育支援委員会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育支援委員会 解嘱委員・委嘱委員 一覧

解嘱委員

区 分	氏 名	所属・役職名 等	解 嘱 年 月 日
第1号委員 (医師)	<small>みずしま</small> 水島 <small>のりお</small> 則夫	耳鼻咽喉科医	令和6年11月13日

委嘱委員

区 分	氏 名	所属・役職名 等	委 嘱 年 月 日
第1号委員 (医師)	<small>ふじまき</small> 藤巻 <small>ゆたか</small> 豊	耳鼻咽喉科医	令和6年11月14日

報告第18号

市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見の申出に関する
臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により令和6年10月22日に別紙のとおり、市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見の申出について臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月7日提出

市川市教育委員会

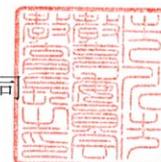
教育長 勝山 浩司

市川第 20241017-0094 号

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

市川市長 田中 甲 様

市川市教育委員会
教育長 勝山 浩司



市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見聴取について（回答）

令和 6 年 1 0 月 1 6 日付け、市川第 20241008-0374 号にて意見を求められた標記の件について、異議はありません。

市川第 20241008-0374 号

令和 6 年 10 月 16 日

市川市教育委員会

教育長 勝山 浩司 様

市川市長 田中 甲



市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見聴取について

市川市スポーツ推進審議会委員について、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱することから、市川市スポーツ推進審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員の委嘱について貴教育委員会の意見を求めます。

記

市川市スポーツ推進審議会委員名簿・・・別 添

市川市スポーツ推進審議会委員名簿(案)

(任期：令和6年11月1日～令和8年10月31日)

区分		氏名	所属・役職名	初委嘱年月日
第一号委員	学識経験のある者	ただおか のぶひこ 忠岡 信彦	市川市医師会 吉田クリニック 院長	令和6年11月1日 (新任)
		やまなか ひでお 山中 英勇	大塚製薬株式会社	令和6年11月1日 (新任)
		いつぼ ゆきこ 伊坪 有紀子	昭和学院短期大学 教授	令和6年11月1日 (新任)
		みずの てつや 水野 哲也	東京科学大学 名誉教授	平成20年11月1日
		ゆげた あやの 弓削田 綾乃	和洋女子大学 准教授	令和4年11月1日
		ふじの かずき 藤野 和樹	千葉商科大学 准教授	令和4年11月1日
		おはた あきこ 小幡 晶子	市川スポーツガーデン国府台 クラブマネージャー	平成26年11月1日
第二号委員	関係行政機関の職員	うめさわ かずお 梅澤 和夫	市川市スポーツ推進委員 連絡協議会 会長	令和6年11月1日 (新任)
		あいだ みつやす 相田 光康	市川市スポーツ協会 副会長	令和6年11月1日 (新任)
		いのまた まさひろ 猪又 雅広	千葉県小中学校体育連盟 市川・浦安支部 委員長	令和5年6月2日

令和6年度「二十歳の集い」（成人式）について

令和6年度「二十歳の集い」は、会場の混雑緩和及び円滑な会場運営のため、昨年度同様に、対象者の住所地の中学校通学区域（学区）別に午前・午後の2部制で開催します。

- 1.目的 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。
- 2.実施日 令和7年1月12日（日）
- 3.会場 市川市文化会館（てこなホール）
- 4.開催時間等

（１）午前の部

式典：11時00分～12時00分（10時00分開場）

対象学区：第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、
下貝塚中学校、東国分中学校、大洲中学校、須和田の丘支援学校

（２）午後の部

式典：14時30分～15時30分（13時30分開場）

対象学区：第六中学校、第七中学校、第八中学校、高谷中学校、福栄中学校、
南行徳中学校、妙典中学校、塩浜学園（後期課程）

※原則として、対象学区の時間帯での参加となりますが、私立・県立学校などを卒業した方を含め、都合の良い時間帯に参加可能です。

5.対象者

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方

4,304名（午前2,099名、午後2,205名）

※令和6年4月1日現在 市内に住民登録がある方

※式典の案内状は、令和6年11月1日現在市内に住民登録がある方を対象に送付します。

6.企画運営体制

「二十歳の集い」対象者を中心とした実行委員6名（20歳：6名、19歳：0名）による自主的な企画運営を行います。

また、一般競争入札により選定した民間の企画運営事業者とともに式典全体の企画制作及び運営を行います。司会進行・舞台操作は、市川市文化振興財団が行います。

7.会場運営及び警備体制

市川市職員約110名、民間警備会社約40名の体制で行います。

来場者送迎の一時停車場所は、大和田小学校及びTDK株式会社の敷地とします。

8.内 容

(1) 式 典

市長祝辞、20歳代表挨拶、実行委員企画、ゲスト企画などを実施いたします。

式典の様子は、二十歳の集い（成人式）特設ウェブサイトにて以下の期間でアーカイブ配信いたします。

- ・配信期間：式典当日から1月31日までを予定
- ・視聴方法：各自スマートフォンなどで視聴

(2) ビデオレター

小・中学校卒業当時の担任の先生からのビデオレターを、令和6年12月23日午前9時から二十歳の集い（成人式）専用ウェブサイトで配信いたします。

- ・配信期間：令和6年12月23日から1月31日までを予定
- ・視聴方法：各自スマートフォンなどで視聴

市川市教育委員会
生涯学習部 社会教育課
電話：047-320-3343

学校部活動が直面している課題

学校部活動が直面している課題		市川市の現状
生徒の減少	サッカーや野球など団体種目でチームが つukれない。	・ 中学校の生徒数 (R4: 9454人 R5: 9353人 R6: 9310人) ・ 近年、野球部など部員が足りず、合同チームで大会に参加することが、複数校ある。
生徒の二一ズ	やりたい部活動が学校にない。	・ 令和6年度、全16校の部活動数は、合計: 218 (運動系: 169 文化系: 49) ・ 陸上部など、学校によって無い部活動があり、部活動を理由に指定校変更を希望する場合もある。
教師の負担	指導経験がない部活動を指導することや休日 など勤務時間外に指導することがある。	<p>部活動の顧問(指導)の負担は大きいと思いますか?</p> <p>今後、部活動の顧問(指導)をやることについてどのように考えていますか?</p> <p>【R6教職員アンケート】 R6. 10. 21現在</p>

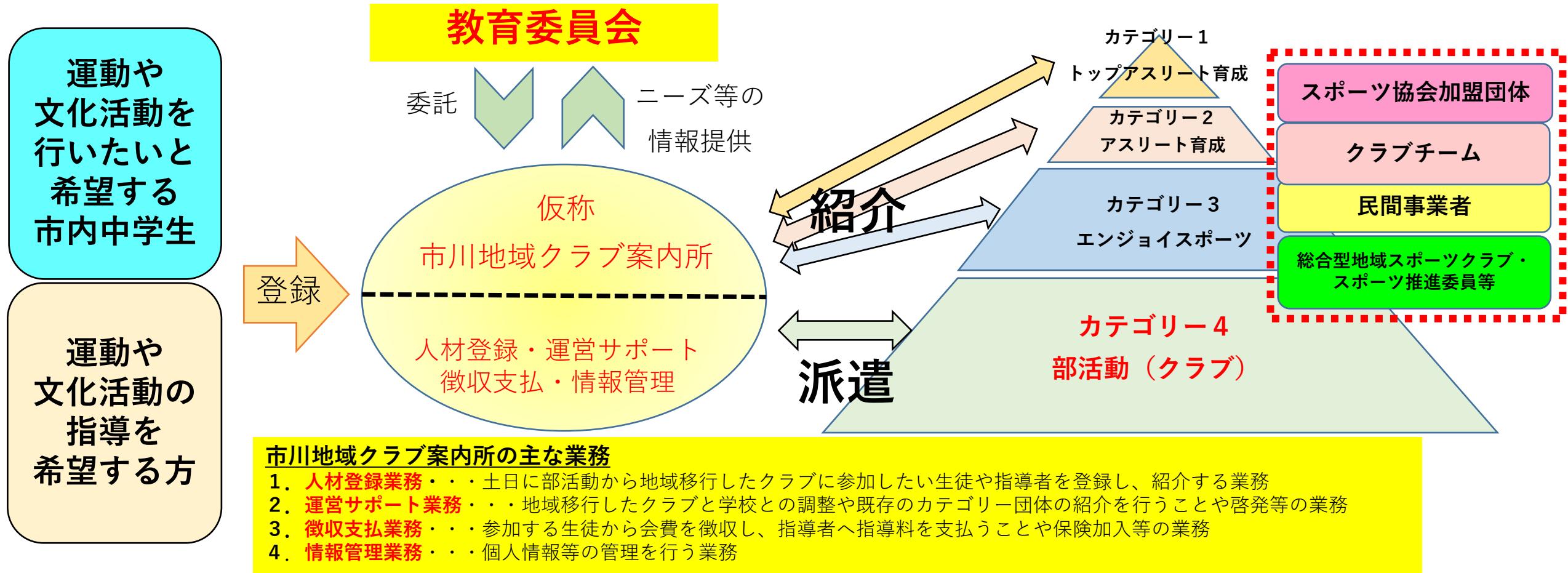
地域移行に向けたこれまでの取組

国	<p>令和4年12月、学校部活動及び地域クラブの在り方等に関するガイドライン</p> <p>⇒少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指すため、休日の地域クラブ活動を整備する(令和5年度～令和7年度: 改革推進期間)</p>
県	<p>令和5年3月、地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン</p> <p>⇒休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取り扱い</p> <p>令和5年度: 各市町村で実証的に1部活動の地域移行を目指す</p> <p>令和6年度: 前年度の取組を踏まえ、「各学校で1部活動」の地域移行を目指す</p> <p>令和7年度: 前2カ年の取組を踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す</p>
市	<p>【令和4年度】</p> <p>「市川市部活動の地域移行検討協議会」を設置</p> <p>⇒部活動の地域移行に関する総合的な方針に関する ことなどを協議する。</p>
	<p>【令和5年度】</p> <p>第四中学校をモデル校とし、複数部活動の地域移行を目指す</p> <p>⇒東部総合型スポーツクラブを設立し、女子バスケットボール部や 剣道部などの地域移行を進める。</p>

<部活動地域移行の目的>

学校部活動が直面する様々な課題(生徒のニーズ、教師の負担など)がある中で、地域と連携して、子どもたちの望ましい成長が保障できる持続可能なスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校部活動を地域(地域クラブ活動)に移行する。

全体構想



スケジュール等

	R6	R7	R8	R9	R10
休日の地域移行	<ul style="list-style-type: none"> 東部総合型スポーツクラブ設立(4月) モデル校(第四中)地域移行開始(9月~5種目) モデル校検証期間 部活動地域指導者による地域連携を進める ※地域移行人材確保事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市内各中学校1種目以上地域移行開始 9月から市川地域クラブ案内所所属指導者を各学校の種目に派遣する 各中学校地域移行期間 	<ul style="list-style-type: none"> 平日地域移行研究・検討 市内中学校複数種目地域移行開始 	<ul style="list-style-type: none"> 市内中学校全種目地域移行開始 ⇒地域移行完了(9月) 	
市川地域クラブ案内所	<ul style="list-style-type: none"> R6千葉県実証事業申請 市川地域クラブ案内所設立準備(仕様書等準備) 部活動地域指導者に次年度以降の地域移行説明、協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> R7千葉県実証事業申請 市川地域クラブ案内所設立(実証)(プロポーザル後7月~) 指導者登録、各学校指導者派遣 ※R7は、生徒の保険料、会費は徴収無実証事業委託費により対応 R8以降、受益者負担、クラブ運営費等検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市川地域クラブ案内所正式運用開始(受益者負担開始) 		